

鳥 栖 市 監 査 告 示 第 13 号

令 和 7 年 5 月 27 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監 査 の 対 象 選挙管理委員会事務局

2. 改善措置内容 別添のとおり

令和7年度定期監査結果に係る措置について

監 査 対 象 課	選挙管理委員会事務局
-----------	------------

【注意・検討を求める事項】

◆財産管理事務

○切手の不適切使用について

レターパックの料金改定に伴い、新料金との差額分に切手を充当する際、必要額以上の切手を貼付している。

【措置内容】

郵送やレターパックの使用にあたって、指摘のような必要額以上の支出とならないよう適切にします。